

令和7年度
さくら市こどもの居場所づくり補助金

募集案内



令和7年3月
栃木県さくら市

【目次】

1. 事業趣旨	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業	3
4. 補助要件	4
5. 補助金額	5
6. 申請方法	7
7. 申請期限	7
8. 補助団体の選定方法	8
9. 実施状況報告	8
10. 補助金の交付	8
11. その他	9
12. 問合せ先	9
参考 補助金に関する FAQ	10

1. 事業の趣旨

さくら市では、身近な地域でこどもたちの育ちを支援するため、食事提供や学習支援、団らんなどを通してこどもたちが安心して過ごすことのできる「こどもの居場所づくり」を推進しています。

主に食事、学習、交流等の提供又は支援を通じ、こどもの居場所づくりの推進を目的として、地域団体等が行う取組を支援するため、予算の範囲内で補助を行います。

2. 補助対象者

市内において「3. 補助対象事業」を運営する法人その他団体で、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 会則、規約等を定めていること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行わない者であること。
- (3) 主として営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした者でないこと。
- (4) 補助対象事業を継続的、かつ、安定的に運営できる者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 補助対象事業

こどもの居場所づくりに係るものであって、次に掲げる取組のいずれかを実施するものとします。

- (1) こども食堂並びに配食及び宅食を行う居場所づくり(以下「こども食堂等」という。)
- (2) 学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する居場所づくり(以下「学習支援の居場所」という。)
- (3) こどもが自由に過ごすことができる居場所づくり(以下「自由な居場所」という。)

4. 補助要件

補助対象事業は、次のいずれにも該当する場合に補助対象とします。

- (1) 申請する実施場所において、年間を通じて月に1回以上、かつ、1日当たり1時間以上実施（配食又は宅食を除く。）すること。ただし、夏休みなど長期休業中に集中して実施する場合（例えば、夏休みに12日間実施する場合）は補助対象とします。
- (2) こども又はその保護者10人以上を対象とする規模で実施（配食又は宅食を除く。）すること。
- (3) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (4) 食中毒又は事故が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員等に周知徹底を図ること。この場合において、食中毒又は事故が発生したときは、速やかに市に報告すること。
- (5) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図る等の対策を講じること。

◎留意事項◎

補助対象事業のうち、こども食堂等は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) こども食堂等の実施方法
 - ア 常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
 - イ 規模に応じて、必要な職員体制を確保すること。
 - ウ こども食堂等で提供する食事は、原則として職員又は参加者が直接調理した、栄養バランスの良いものとする。
 - エ 参加者に対し、こども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるものとし、参加者の生活状況の把握に努め、相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ること。虐待が疑われる場合等で早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。
 - オ 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情、本事業の目的等を勘案して、補助対象者が判断すること。
- (2) こども食堂の実施場所
10人以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。
- (3) こども食堂等の衛生管理及び事故防止
 - ア 管轄する保健所から助言を受ける等、食品衛生に配慮した運営に努めること。
 - イ 参加者の食物アレルギーの有無を確認すること。
 - ウ 感染症、防犯、防災対策等を講じること。

補助対象事業のうち、学習支援の居場所及び自由な居場所は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 実施場所について、地域住民の理解及び協力を得られること。
- (2) 広く居場所を必要とするこどもを受け入れること。
- (3) 原則として利用料を徴収しないこと。
- (4) こどもからの相談に応じるとともに、こどもの生活状況の把握に努め、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ること。この場合において、虐待が疑われる場合等であって、早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。

5. 補助金額

補助金の額は、下記の補助金額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額並びに国からの交付金及び補助金の受入額を控除した額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で決定します（1,000 円未満切捨て）。

区分	補助対象経費		補助金額
開設	研修費	食品衛生責任者養成研修会受講料	100,000 円／年額 ただし、開始初年度に限る。
	備品購入費（注 1）		
運営	人件費（注 2）	ボランティア、外部講師の謝金、交通費	○月 1 回実施 ： 360,000 円／年額
	需用費	教材費、材料費、消耗品費、印刷製本費、広報費	○月 2 回以上実施 ： 720,000 円／年額
	使用料及び賃借料	会場借上費	ただし、補助対象事業を複数実施する場合は、50,000 円／年額を加算する。
	役務費	通信運搬費、保険料	
	研修費	ボランティア育成、普及啓発に係る研修	

（注 1）その性質形状を変えないこと、おおむね 1 年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（消費税含む）が 10,000 円以上のものを備品とする。

ただし、机・椅子類は金額に関係なくすべて備品とする。なお、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は対象外とする。

（注 2）講師謝礼やその他の人件費をはじめ、通常より著しく高額な経費と判断される部分については補助対象外となります。

（注 3）その他、団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外となります。

【補助金の減額や返還について】

予定していた実施日数に達しない場合は、補助金を返還いただく可能性があります。

天災や感染症対策等により、やむを得ず実施できない場合においては、実施日数としてカウントできます。上記事由により実施できなかった場合は、必ず市こども政策課に事前にご報告ください。また、やむを得ず中止になった場合でも、準備のためにすでに支出した費用については、補助の対象となります。ただし、未使用金については返還の対象となります。

【補助申請金額の算出について】

年度当初から事業を開始する場合、別で定める申請期限内に申請すれば、4月1日を起算日として補助します。

年度途中で事業を開始した場合は、事業開始日とその月の14日までの場合はその月を、15日以降の場合は翌月を起算月として月割額で補助します。

（例1）10月1日事業開始・こども食堂を月1日実施

補助金額：360,000円÷12か月＝30,000円（1か月分）
30,000円×6か月＝180,000円

（例2）10月1日事業開始・こども食堂と学習支援を月2日実施

補助金額：770,000円÷12か月＝64,000円（1か月分、1,000円未満切捨て）
64,000円×6か月＝384,000円

（例3）10月1日事業開始・こども食堂と学習支援を月1日実施

開設にあたり机・椅子等備品購入費70,000円も補助金申請
補助金額：410,000円÷12か月＝34,000円（1か月分、1,000円未満切捨て）
34,000円×6か月＝204,000円（運営）
70,000円（開設※初年度のみ）
合計274,000円

6. 申請方法

下記の申請書類を市ホームページからダウンロードいただき、添付書類を添えて申請してください。なお、申請前に必ずこども政策課にご相談をお願いします。

【提出書類】 ※(1)～(4)は所定の様式があります。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 構成員等名簿（様式第2号）
- (5) 会則、規約等
- (6) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレットその他の書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【提出部数】

1部

【提出方法】

提出書類は、必ず持参（郵送は不可）してください。

受付においては、形式的審査（必要書類の有無）のみとします。

【受付場所】

さくら市氏家2771番地

さくら市役所第2庁舎1階 健康福祉部 こども政策課

7. 申請期限

【年度当初から事業を開始する場合】 令和7年5月30日（金）

【上記以外】 随時 ※補助金額は月割額となります。

8. 補助団体の選定方法

申請書の内容について、必要に応じて市のヒアリングや実施場所の現地確認などを行った上で、公益性、こどもの居場所づくり事業の趣旨及び要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性、地域における支援の必要な児童の状況の他、実施予定地域における他の居場所づくりの実施状況や地域でのニーズ（実施小学校区における児童数等）も含めて総合的に判断し、補助の採否及び補助予定金額を決定します。

9. 実施状況報告

補助団体は毎月10日までに、前月の利用者等の実施状況を様式第13号に記入の上、市こども政策課に提出してください。

年間の事業期間終了後1か月以内に、事業実績報告書（様式第8号）、事業報告書、収支決算書、補助金の使途が確認できる明細一覧、開設日数及び利用者数がわかる一覧を提出いただきます。

- ※1 事業報告書は、次年度以降の補助金の申請の際の参考とさせていただきます。
- ※2 収支決算書については、事業年度末に第三者の監査を受ける又は団体の総会等で報告することとし、これを証する書面を添付してください。
- ※3 事業報告書・会計の内容等について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行うことがあります。

10. 補助金の交付

実績報告書類等の内容を基に、補助交付金額の確定を行った後、各団体からの請求（様式第11号）に基づいて交付します。

ただし、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合は、補助事業の完了前に、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払いにて交付します。

補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補助交付済額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとします。

1 1. その他

(1) 事業内容の変更

事業内容の変更については、軽微なものを除き、市に事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市の承認を得る必要があります。

(2) 補助金の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

ア 補助対象者の要件を満たさなくなったとき

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

ウ さくら市こどもの居場所づくり補助金交付要綱の規定に違反したとき

エ 偽りその他不正な行為により交付の決定を受けたとき

オ その他、市長が必要と認めるとき

(3) 帳簿の備付け

補助団体は、補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの間において当該帳簿に記載した収入及び支出に係る証拠書類を保存してください。

(4) 市ホームページへの掲載

「こどもの居場所づくり実施団体一覧」として掲載を予定しています。

掲載希望の有無について、事業計画書に記載してください。

団体のホームページ等へのリンクなども可能です。

1 2. 問合せ先

〒329-1392 さくら市氏家2771番地

さくら市 健康福祉部 こども政策課 こども政策係

◎ 電 話：028-681-1125

◎ F A X：028-681-1482

◎ メールアドレス：kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp

参考 補助金に関する FAQ

Q1. 提供する食事の内容に決まりはあるか。

特段決まりはありませんが、こどもの成長のために、一汁三菜などを用意するなど栄養バランスに配慮してください。コンビニ弁当や市販の総菜のみの食事は、こども食堂の食事として適切とは言えません。一方で、必ずしも提供するすべての食事が直接調理である必要はなく、メニューの一部として市販の総菜を提供することは差し支えありません。

Q2. お弁当の配布は購入したものでもよいのか。

こども食堂で調理した栄養バランスの良いものが望ましいですが、購入した弁当や寄附等により確保した食材でも構いません。

Q3. 複数事業（例えばこども食堂と学習支援）を実施する場合、実施時間は2時間（1時間＋1時間）しないといけないのか。

複数実施の場合も、最低1時間以上実施していれば補助対象となります。

Q4. 参加する児童や保護者が10名未満の場合、補助金は減額されてしまうのか。

減額はありません。また感染症拡大防止等のために、やむを得ず10名未満で実施する場合も減額はありません。

ただし、上記のような特段の事情がない場合には、事業の周知方法等創意工夫いただき、改善いただく必要があります。また、5名以下の月が3か月間続く場合には、補助金の交付を取り消す場合もあります。

Q5. こどもから食事代・利用料を取ってもよいのか。

こどもから徴収は可能です。ただし広くこどもたちを受け入れていただくために、こどもでも利用しやすい金額に設定していただき負担軽減に努めてください。

Q6. 実施頻度について、決まった曜日や時間に実施しないといけないのか。

こどもたちにとっての「居場所」と言えるために、定期的に集える場として開催していただくことが望ましいですが、例えば夏休み期間など長期休暇中にまとめて実施する場合でも可としています。

Q7. 実施ができなかった場合、その分の補助金は減額されるのか。

原則、実施できなかった回数分は補助対象外です。ただし、台風などの天災や感染症拡大防止のためにやむを得ず中止する場合には、準備にかかった経費等は補助対象とします。

Q8. こどもが自由に過ごすことができる居場所づくりとはどのようなものか。

市で具体例をお示しすることはありませんので、団体の皆様の自由な発想により、いろいろなこどもの居場所を作ってください。補助事業に該当するかどうかの確認が必要な場合には、事前に市こども政策課までご相談ください。

Q9. パソコンやタブレットを購入してもよいのか。

こどもの居場所づくり事業にのみ使用いただけるのであれば補助対象です。ただし、単年度ごとの補助ため、可能な限りリース契約での購入を検討してください。

Q10. 個人での運営に対して補助はもらえるのか。

個人での運営は対象外です。複数名で構成されている団体に対しての補助となります。

Q10. 運営補助金は年間36万円とあるが、1か月当たりの上限はあるのか。

1か月当たりの上限はありませんが、1回あたり3万円を目安としています。

Q11. 1つの団体で複数の拠点での事業実施する場合、それぞれ補助対象となるのか。

1つの団体につき、1つの拠点で行っていただくことを想定しているため、事業実施は構いませんが、補助対象は1団体の扱いとなります。

Q12. 事故発生時の対応のため保険に加入することとありますが、どのような保険に加入すればいいのか。

行事保険に加入してください。

Q13. 実績報告に当たり、どのような資料が必要か。

支出の裏付けとしてレシート等の提出が必要となりますので、実績報告時まで大切に保管してください。なお、領収証でも構いませんが、補助対象経費かどうかの確認のため、購入した商品等の内容が分かるようにしてください。

Q14. こどもに限らず、高齢者が参加することも可能か。

本補助事業はこどもとその保護者が対象になりますので、こどもの保護者であれば、高齢者の方も参加可能です。

Q15. こどもからの相談に応じるとともに、こどもの生活状況の把握に努め、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ることとあるが、実施方法などの要件はあるのか。

こどもの生活状況の把握とは、自然な形のコミュニケーションを通じて、目視や聞き取りにより把握していただくことを想定しています。なお、家庭の状況を記録した報告書の作成までを求めるものではありません。

Q16. 1時間以上開催とありますが、参加したこどもが1時間未満で帰ってしまった場合は補助対象になるのか。

補助対象事業を1時間以上開催していれば、参加者が1時間未満で帰ってしまっても差し支えありません。ただし、それぞれの居場所となれるように積極的な居場所づくりに向けた取組を進めてください。

Q17. 絵本やボードゲームは対象経費になるのか。

対象経費（消耗品費）になります。原則として、1万円未満の複数人で遊べる玩具とします。

Q18. 事業の実施に当たり、人件費はどのくらいで見ればいいのか。

人件費については、無償の場合もあれば、有償の場合もあると思いますので、各団体で御検討いただくことになります。なお、有償の場合は、1回当たり2,000円/1人以内を想定しています。

Q19. 飲食店を営んでいるが、休業日にこども食堂を開催する場合、補助対象になるのか。

飲食店としての申請は、営利を目的とした団体となり、できません。飲食店の経営活動と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば申請は可能です。また、株式会社、有限会社などの会社組織も同じく営利を目的とする団体なので対象となりません。会社経営と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば、申請は可能です。

Q20. こども食堂を実施しようと考えています。どのような準備が必要か。

こども食堂の開設前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めてください。また、参加者のアレルギーの有無を確認してください。

Q21. 学習塾を営んでいるが、休業日に自主学習を支援する居場所づくりを実施する場合、補助対象か。

学習塾としての申請は、営利を目的とした団体となり、できません。学習塾と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば申請は可能です。また、株式会社、有限会社などの会社組織も同じく営利を目的とする団体なので対象となりません。会社経営と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば、申請は可能です。